

奈良市有料老人ホーム等事故報告取扱要領

1 報告の根拠

奈良市有料老人ホーム設置運営指導指針、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）による事故が発生した場合の有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（以下「有料老人ホーム等」という。）から奈良市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 報告の範囲

有料老人ホーム等は、次の(1)から(4)の場合、奈良市福祉部介護福祉課（以下「所管課」という。）へ報告を行う。

(1) 有料老人ホーム等での日常生活や処遇の実施による、入所者のケガ又は死亡事故の発生

(注1) 「処遇の実施」とは送迎・通院等の間の事故も含む。ただし、入所者が乗車していない場合は除く。

(注2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。但し、念のための受診は除く。

(注3) 有料老人ホーム等の過失の有無は問わない（入所者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること）。

(注4) 入所者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、所管課へ報告すること。

(注5) 入所者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、有料老人ホーム等は速やかに、所管課へ連絡し、介護保険事業者・有料老人ホーム等事故報告書（以下「報告書」という。）を再提出すること。

(2) 食中毒、感染症又は結核の発生

(注) 食中毒、感染症、結核について、処遇の実施に関して発生したと認められる場合であって、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚生労働省告示第二百六十八号）において市町村への報告が必要と定められている場合については、迅速に所管課及び保健所に報告を行うこと。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：入所者からの預かり金の横領、個人情報紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付など）については所管課へ報告すること。

(4) その他

ア 誤薬

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに所管課へ報告すること。

イ 行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに外部への協力を求めたときには所管課へ報告すること。

3 報告事項

有料老人ホーム等は、2で定める事故が発生した場合、報告書により報告すること。
なお、報告書に相当する内容を記載した様式を事業所において作成している場合は、当該様式を使用して差し支えない。

4 報告先

有料老人ホーム等は、2で定める事故が発生した場合は、入所者の属する保険者と、有料老人ホーム等が所在する保険者の両者に報告書を提出するものとする。

5 報告の手順

有料老人ホーム等は、2に定める事故が発生したときは、報告書により、できる限り速やかに（原則3日以内）、第1報の報告を市長に行わなければならない。

- (1) 緊急性の高いものについては、保険者に対し速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。
- (2) 有料老人ホーム等は、第1報の報告後おおむね2週間以内に、報告書により、市長に第2報の報告を行わなければならない。
この場合において、報告書には事故後の対応・方針までを記入し、提出すること。
- (3) 第1報及び第2報の報告時において、事故の処理が完結していない場合は、その時点での進捗状況、完結の見込等を今後の対応・方針欄に記載すること。
- (4) 有料老人ホーム等は、報告時に、必要に応じて市長から求められた資料を提出すること。

6 公表等

市長は、報告事項を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

加えて、有料老人ホーム等が運営基準等に違反し、かつ、次のいずれかに該当するときは、有料老人ホーム等の名称及び事故内容を公表することができるものとする。

- (1) 有料老人ホーム等が事故発生を故意に隠匿している場合
- (2) 有料老人ホーム等が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他入所者保護のため、市長が必要と認めた場合

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年8月3日から施行する。

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月19日から施行する。